

ささえあい 笑顔と 清流のまちこそがわ 古座川町地域福祉計画【概要版】

【お問合せ先】

古座川町 健康福祉課

Tel: 0735-67-7112

1. 地域福祉と計画策定

私たちの住む地域には、高齢者、障害のある人、子ども、働きながらの子育てや家族の介護に悩んでいる人などが住んでいます。「地域福祉」とは、こうした人の誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政など、さまざまな機関・団体などが協働し、支え合い、助け合える社会を築いていく、そのような考え方や取り組みが「地域福祉」です。

これまでの福祉では、行政による福祉の拡大により、困っている人に対して保護し、援助をしてきましたが、現在の急速に進む少子高齢化、過疎化や核家族、一人暮らし高齢者世帯の増加とそれに伴う価値観の変化等、多様化する複雑な福祉問題など、私たちを取り巻く環境は大幅に変化しています。

そのため、本町におきましても、増加する福祉課題、多様化するニーズに対応できる、新しい地域の支え合いを推進するための計画を策定するものであります。

また、上記の問題の把握と対応のため平成28年1月～2月にかけて無作為に町民700世帯へアンケート調査の協力をお願いしました。その結果、多くのご返答と共に協力頂き誠にありがとうございました。この調査結果を重要な基礎資料として、本計画は策定されました。

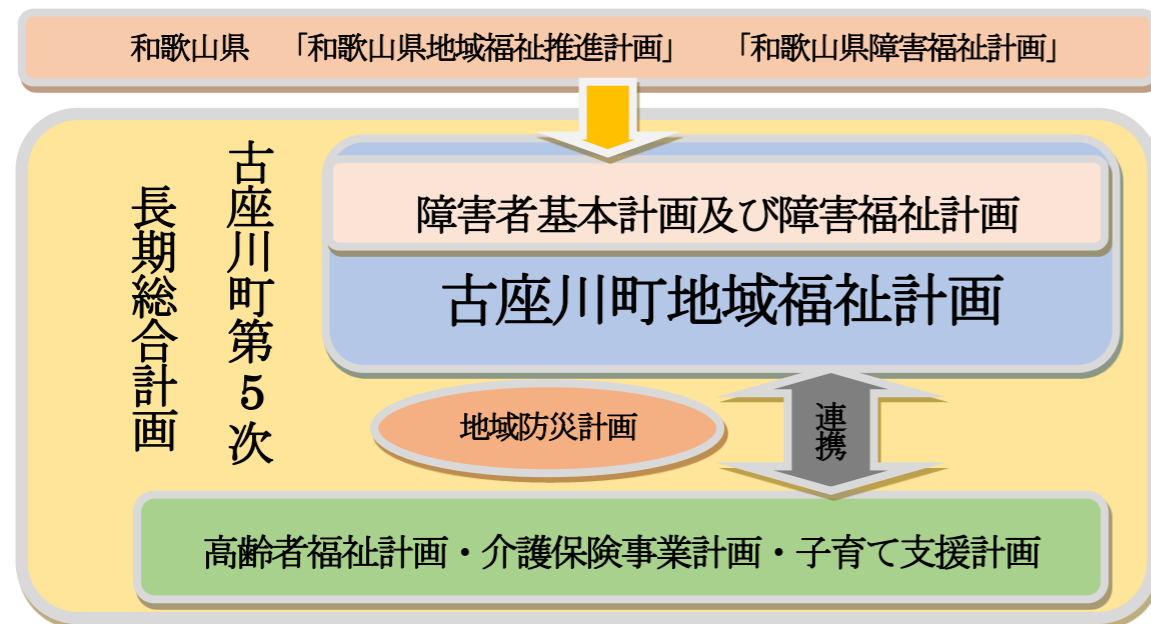
2. 計画の位置づけ

(1) 計画の整合性

本計画は古座川町第5次長期総合計画（平成27年度から平成36年度）を上位計画とした地域福祉を推進する計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。本計画と合わせて、障害者基本計画及び障害福祉計画があります。

また、保健福祉分野に関する各個別の計画である高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、子育て支援計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、または防災計画等と整合性を図りながら、総合的に地域として推進していきます。

<図解>



(2) 計画期間

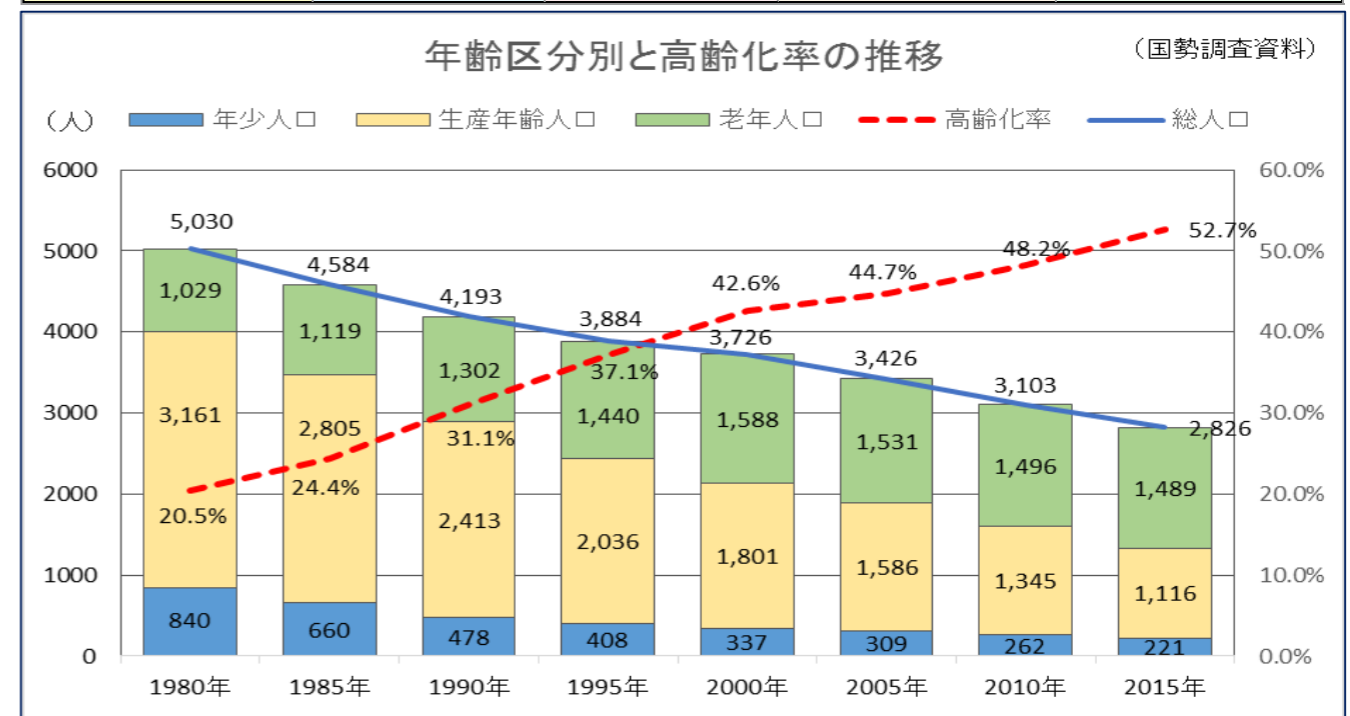
本計画は平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5箇年とします。障害者総合支援法の「障害者基本計画」については、計画期間を平成28年度から平成37年度の10箇年とし、その後見直しを図ります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
第1次地域福祉計画					第2次地域福祉計画					
第2次障害者基本計画（3年おきに障害福祉計画を見直し）										

3. 地域福祉を取り巻く現状

資料：住民基本台帳

基準日	男(人)	女(人)	合計(人)	世帯数(世帯)
平成28.7.1	1,329	1,560	2,889	1,529



4. 自助・共助・公助の役割について

自身や家族らで一人ひとりが助け合うことを「自助」、自治会(区)や地域の組織、隣近所で互いに取り組み助け合うことを「共助」、町行政や社会福祉協議会、(福祉等)サービス事業所による専門的な助けや取り組みを「公助」と言います。

このように地域福祉施策の円滑な推進には、「自助」と「共助」、「公助」がそれぞれの役割を担ったうえで、互いに連携しバランスよく機能する仕組みや体制づくりが必要です。

そのため本計画では、それぞれの役割を「自助」「共助」「公助」から、本町の状況に合わせて「町民」(自助と共助の一部)や「事業者等」(共助や公助の一部)と、「行政」(公助)とします。

また、この町民と事業者等、行政の3者がそれぞれの地域福祉施策に対する取り組むべき役割を分類することで、増加する福祉問題、多様化するニーズに対応していきます。

5. 基本目標

① 助け合い支え合う町づくり

家族、近所の住民、自治会（区）等の人同士の交流は、地域福祉の取り組みを進めていくうえで基本となります。自らと家族が助け合うなら自助、自治会（区）や地域の組織で助け合うのが共助、町や社会福祉協議会、サービス事業所による専門的な助けを公助と言いますが、この自助、共助、公助がそれぞれをカバーすることによって、助け支え合う町となれます。

本町では、親しい近所付き合いの割合が高く、長年住まわれている方も自治会（区）等の参加率も多いため、「顔見知りの関係」が地域に残されていて、地域自体への愛着が非常に高いという現状があります。一方で、限界集落や孤立世帯等、余裕のない部分も目立ちます。このため、区内外の交流、世代間交流を図り各種団体の連携を深め、生涯学習を通じて健康寿命の長い自立した地域社会の形成を目指す必要があります。

② 安全・安心に暮らせる体制づくり

誰もが住みなれた地域や住居で、自立した生活を送ることができるよう、支援を必要としている人が、必要なサービスを利用できるように相談窓口（案内人）と提供側（サービス提供者）の連携を図る必要があります。また、住民が必要な支援の存在や種類をよく知らないことがあるため、気軽に相談できることを知れば、より専門的な情報提供を行うことができます。このため身近な相談先として、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員や高齢者相談センターがあることを周知広報します。

ご意見より、「公共交通の本数が少ない」「日用品の買物が不便」「通院しづらい」等、交通事情に不便さを感じている人が多いことから、誰もが安心して通院や買い物ができるよう、外出・移動の際の交通手段を再構築する必要があります。これについて、配食サービスや宅配便の活用といった別の手段も考える必要があります。

今後も、診療所等を中心として、町内にかかりつけ出来る医療機関の確保を図り、健康維持、病気予防に努めます。

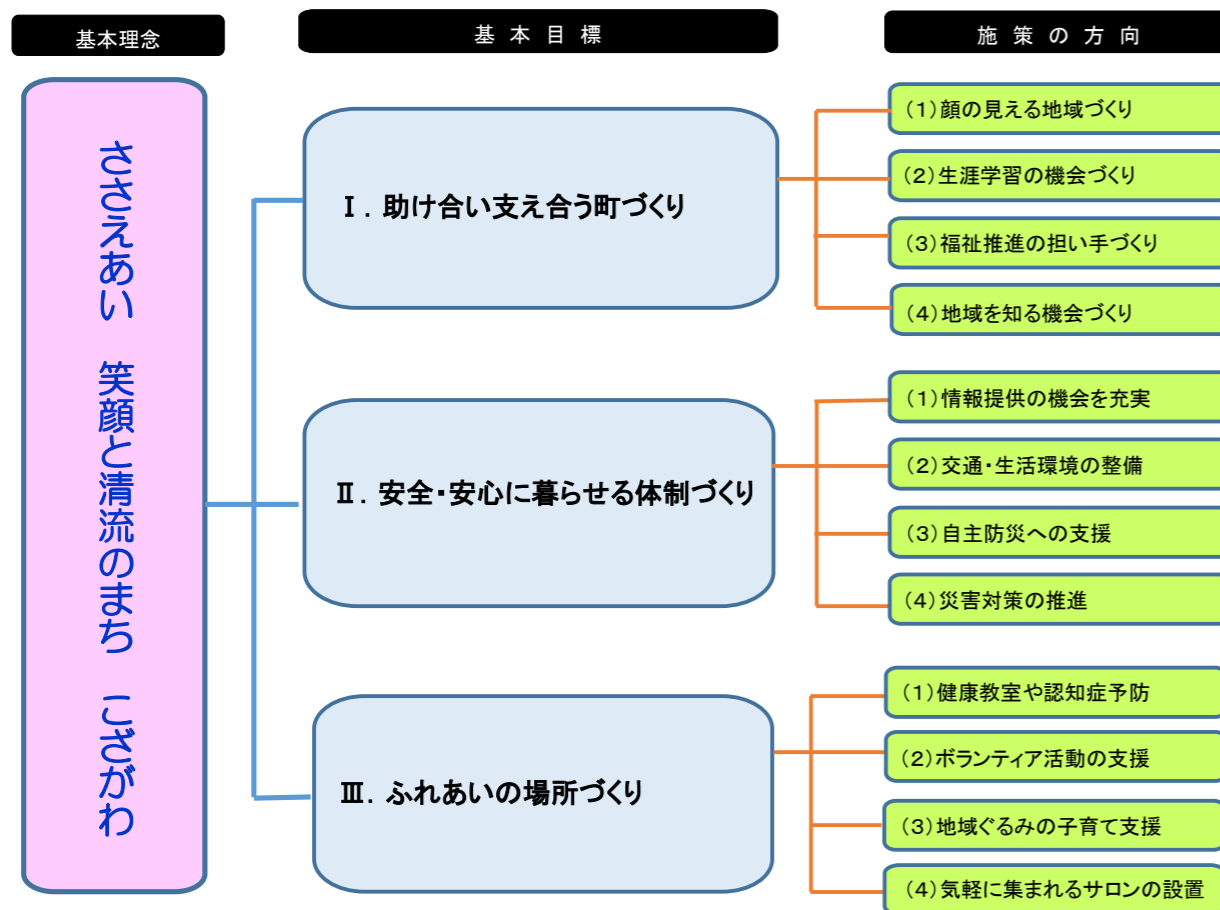
この他、災害時に備え自治会（区）の自主防災組織推進や防災対策強化に取り組み、要援護者の把握に努め、避難所、避難路の整備に努めます。

③ ふれあいの場所づくり

誰にとっても生活しやすいまちとなるよう、自治会（区）及び民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等で地域のボランティア活動を支援し、各地域に参加しやすいサロンを開催すると共に、行政相談会や健康教室の開催を進めていきます。

本町では、高齢期の過ごし方について趣味や余暇を楽しみたいとの回答が多く、その一方で60～70歳代では、収入にこだわらないが、働くことは継続していきたいとの回答が多数を占めました。同じ趣味を持つ人同士の同好会やシルバー人材、ボランティア活動への参加等、受け皿があれば望む過ごし方ができ、人との交流は自然と健康維持や認知症予防、情報提供の機会を増やします。

6. 施策の体系



7. 関係機関連絡先一覧

区分	名称	電話番号
高齢者介護サービス施設	特別養護老人ホーム「古座川園」	0735-72-3355
	老人保健施設「あじさい苑」	0735-72-6100
	高瀬会デイサービスセンター	0735-72-3322
	高齢者グループホーム「もみの樹」	0735-72-3277
	在宅複合型施設「グリーンヴィレッジ古座川」	0735-72-0611
障害福祉相談所	古座川町高齢者生活福祉センター「ささゆり」	0735-77-0222
	サポートセンターとも	0735-74-0231
ひきこもり者支援	相談支援事業所ヴィータ	0735-67-7373
	ひきこもり者社会参加支援センターあづまプラッツ	0735-31-7730
保育所・学校	古座川町教育委員会	0735-72-3344
医療機関	古座川町国民健康保険七川診療所	0735-77-0232
	古座川町国民健康保険明神診療所	0735-67-7113
	たかせ会記念診療所	0735-72-1136
	医療法人中根医院	0735-72-2822
	奥根歯科医院	0735-72-1418
古座川町保健福祉センター	役場健康福祉課	0735-67-7112
	古座川町社会福祉協議会	0735-72-3719
	高齢者相談センター（地域包括支援センター）	0735-67-7611

8. 計画書電子版について

この地域福祉計画を広く周知するため、本町では役場ホームページにある暮らしの情報「医療・健康・福祉」ページに計画書の電子版を掲載しています。計画書本文の他、実施したアンケートの結果報告書や、同時に策定されました古座川町障害者基本計画及び障害福祉計画の電子版もありますので、この概要版を見て興味を持たれた方は、是非ご覧ください。